

令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験実施要項

山形県教育委員会

受付期間	令和5年4月24日(月)から5月15日(月)まで ※ 原則として電子申請による申込のみ受け付ける。 ※ 郵送による出願は教職員課まで電話にて事前連絡のうえ、必ず簡易書留で送付するものとし、令和5年5月15日(月)までの消印有効とする。
第一次選考試験	令和5年7月22日(土)
第二次選考試験	令和5年9月12日(火)、13日(水)、14日(木)のうち指定された日

1 選考を行う校種等、教科・科目、採用見込数及び選考区分

(1) 選考を行う校種等、教科・科目及び採用見込数

校種等		教科・科目	採用見込数
小学校教諭 (「小学校英語*」を含む)			約185名
中学校教諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	約85名
特別支援学校	小学部教諭		約25名
	中学部教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
	高等部教諭	理療	
	高等部助教諭	理療	
高等学校	教諭	国語、地理、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、化学、地学、保健体育、英語、情報、農業、機械、電気、建築、土木、工業化学、商業、看護	約35名
	助教諭	機械、電気、建築、土木、工業化学	
養護教諭			約15名
栄養教諭			若干名

*小学校英語：学級担任又は英語の専科指導教員等として、小学校における英語教育を推進する役割を担う教諭を採用するものである。
英語の専科指導教員としての任用を保障するものではないことに留意すること。

(注1) 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。

(注2) 「小学校英語」は小学校普通免許状に加え、中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する(令和6年3月31日までに取得する見込みを含む)ことを志願資格とする。「小学校英語」の採用見込数は15名以内とし、「小学校」の採用見込数の内数とする。「小学校英語」で合格者とならなかった場合でも、「小学校」の中で更に選考し、合格者となる場合がある。以下、小学校には小学校英語を含む。

(注3) 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

(注4) 特別支援学校中学部を志願した者であっても、特別支援学校高等部に採用する場合がある。

(注5) 中学校教諭、特別支援学校中学部教諭、特別支援学校高等部教諭・助教諭及び高等学校教諭・助教諭の合格者においては、合格した教科・科目等以外の所有する免許状の授業を担当する場合がある。

(2) 選考区分と選考を行う校種等及び教科・科目

選考区分	選考を行う校種等及び教科・科目
一般選考	すべての校種等及び教科・科目
講師等特別選考	すべての校種等及び教科・科目
元職教員特別選考Ⅰ	小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校小学部教諭及び中学部教諭、養護教諭、栄養教諭
元職教員特別選考Ⅱ	特別支援学校高等部教諭、高等学校教諭
現職教員特別選考Ⅰ	小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校小学部教諭及び中学部教諭、養護教諭、栄養教諭
現職教員特別選考Ⅱ	特別支援学校高等部教諭、高等学校教諭
大学推薦特別選考	小学校教諭、特別支援学校小学部教諭 中学校教諭(国語、理科、技術、家庭、英語) 特別支援学校中学部教諭(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語) 特別支援学校高等部教諭(理療) 高等学校教諭(地理、公民、地学、情報、農業、機械、電気、建築、土木、工業化学、商業、看護)
社会人特別選考	中学校教諭(英語)、特別支援学校中学部教諭(英語) 高等学校教諭(英語、情報、機械、電気、建築、土木、工業化学、看護) 高等学校助教諭(機械、電気、建築、土木、工業化学)
前年度第二次選考試験Bランク特別選考	すべての校種等及び教科・科目
障がい者特別選考	すべての校種等及び教科・科目
スポーツ特別選考	高等学校教諭(保健体育)

- ・ 障がい者特別選考の採用見込数はすべての校種等の合計で約10名とし、各校種等の採用見込数を含む。
- ・ スポーツ特別選考の採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。
- ・ その他の特別選考の採用見込数は、各校種等の採用見込数を含む。

2 選考区分、志願資格及び併願出願

(1) 選考区分及び志願資格

すべての選考区分において、(2)の場合を除き、いずれか一つの校種等及び教科・科目に限って志願できる。

志願資格について、虚偽の申告があった場合又は令和6年4月1日時点で有効な免許状を有していない者は、第二次選考試験合格者であっても採用無効となる。

選考区分	志願資格	
全選考区分共通	次のア、イのすべてに該当する者 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者 イ 昭和38年4月2日以降に出生した者 ただし、現職教員特別選考Ⅰ及びⅡにおいては、昭和49年4月2日以降に出生した者 また、スポーツ特別選考においては、昭和53年4月2日以降に出生した者	
選考区分別志願資格	一般選考	令和6年4月1日時点でそれぞれの校種・教科の教諭の普通免許状*、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者 ただし、高等学校の機械、電気、建築、土木及び工業化学の助教諭の志願者にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 また、特別支援学校高等部助教諭の志願者にあつては、あん摩マッサージ指圧師免許及びきゅう師免許を有する者又は令和6年3月31日までにこれらの免許を取得する見込みの者 * 特別支援学校小学部及び中学部においては、当該学部の教諭の普通免許状に加えて、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの普通免許状 特別支援学校高等部においては、特別支援学校自立教科教諭（理療）又は盲学校特殊教科教諭（理療）の普通免許状
	講師等特別選考	次のア、イのすべてに該当する者 ア 一般選考の志願資格と同じ イ 山形県内の国立大学法人附属学校並びに山形県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭、学校栄養士）又は山形県内の国立大学法人附属学校及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師として、平成30年4月1日から令和5年4月30日までの期間内で通算13月以上勤務した経験のある者
	元職教員特別選考Ⅰ	次のア、イのすべてに該当する者 ア 一般選考の志願資格と同じ イ <u>志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、本県又は他の都道府県及び政令指定都市の国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員*</u> として、3年以上継続して勤務した経験のある者 * 正式採用教員とは期限を付さないで採用された者
	元職教員特別選考Ⅱ	
	現職教員特別選考Ⅰ	次のア、イのすべてに該当する者 ア 一般選考の志願資格と同じ イ 令和6年3月31日時点で、本県以外において、 <u>志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員*</u> として、3年以上継続して在職している者 * 正式採用教員とは期限を付さないで採用された者
	現職教員特別選考Ⅱ	
大学推薦特別選考	次のア、イのすべてに該当する者 ア 一般選考の志願資格と同じ イ 令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験大学推薦特別選考実施要項の推薦要件により、大学等が推薦する者	

選考区分	志願資格
社会人特別選考	<p>次のア、イのすべてに該当する者</p> <p>ア 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者。ただし、(ウ)又は(エ)に該当する者については、第二次選考試験に合格するとともに、教育職員検定に合格し、特別免許状を授与される必要がある。</p> <p>(ア) 令和6年4月1日時点でそれぞれの校種の有効な教諭の普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者</p> <p>(イ) 高等学校の機械、電気、建築、土木及び工業化学の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>(ウ) 高等学校の看護の志願者にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校以上の学歴及び看護師の免許証を有する者</p> <p>(エ) 高等学校の情報の志願者にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、大学（短期大学を除く）において、情報に係る正規の課程を修めて卒業した者のうち、独立行政法人情報処理推進機構が実施する、次に掲げるいずれかの情報処理技術者国家試験に合格した者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士</p> </div> <p>イ 令和6年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者</p>
前年度第二次選考試験Bランク特別選考	<p>次のア、イのすべてに該当する者</p> <p>ア 一般選考の志願資格と同じ</p> <p>イ 令和5年度採用山形県公立学校教員第二次選考試験を受験して不合格となった者の中で、第二次選考試験の判定通知において「令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験において、『前年度第二次選考試験Bランク特別選考』に出願できます。」の記載がある者</p> <p>※ 令和6年度採用選考試験において募集のある校種等及び教科・科目で、前年度と同一の校種等及び教科・科目に限り志願できる。</p>
障がい者特別選考	<p>次のア、イのすべてに該当する者</p> <p>ア 一般選考の志願資格と同じ</p> <p>イ 次の(ア)～(ウ)に掲げる手帳等（試験出願時及び試験当日において有効であるもの）の交付を受けている者</p> <p>(ア) 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）の交付を受けている者</p> <p>(イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている者</p> <p>(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があり、有効期限の更新手続きには時間を要するので注意すること。</p>
スポーツ特別選考	<p>次のア、イのすべてに該当する者</p> <p>ア 一般選考の志願資格と同じ</p> <p>イ 体操（新体操）、ウエイトリフティング、ソフトテニス、フェンシング及びアーチェリーの競技種目において、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 高等学校卒業後、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者</p> <p>(イ) 上記(ア)の者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者</p> <p>(ウ) 全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者</p>

(注) 以下、この実施要項において、選考区分は次の略称で表記する。

一般：一般選考	講 特：講師等特別選考	元特Ⅰ：元職教員特別選考Ⅰ	元特Ⅱ：元職教員特別選考Ⅱ
現特Ⅰ：現職教員特別選考Ⅰ	現特Ⅱ：現職教員特別選考Ⅱ	大 特：大学推薦特別選考	社 特：社会人特別選考
前 特：前年度第二次選考試験Bランク特別選考		障 特：障がい者特別選考	スポ特：スポーツ特別選考

(2) 併願出願

以下の①～③のいずれかの組合せにおいて併願出願ができる。ただし、併願出願できるのは、第一志望と第二志望の両方の志願資格を有する者に限る。なお、大学推薦特別選考で出願する者は、併願出願できない。

- ① 小学校と特別支援学校小学部
- ② 中学校と特別支援学校中学部（同一教科について受験する場合に限る。）
- ③ 中学校と高等学校（併願出願可能な教科は、国語又は英語に限る。また、同一教科について受験する場合に限る。）

3 出願手続

(1) 出願方法

出願は原則として「やまがたe申請」による電子申請とする。ただし、インターネットによる電子申請が困難な場合は、教職員課まで電話（023-630-3406）にて事前連絡のうえ、郵送による出願を行うことができる。なお、その際には必ず簡易書留にて出願すること。

「やまがたe申請」による電子申請の方法は、「令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験電子申請マニュアル」を参照すること。

やまがたe申請



(2) 提出書類

特別選考志願者及び加点申請希望者については、3(1)の電子申請のほかに、以下の書類を角形2号(33cm×24cm)の封筒に入れて簡易書留にて郵送すること。封筒の表面には志願校種等(例「中学校・国語」)がわかるように朱書すること。

選考区分	講 特	<input type="checkbox"/> 職歴申告書 ㊟
	元特Ⅰ・Ⅱ	<input type="checkbox"/> 職歴証明書(厳封親展) ㊟ (任命権者に作成を依頼すること。)
	現特Ⅰ・Ⅱ	<input type="checkbox"/> 在職証明書(厳封親展) ㊟ (任命権者に作成を依頼すること。)
		<input type="checkbox"/> 勤務状況調査(厳封親展) ㊟ (所属長に作成を依頼すること。)
	大 特	<input type="checkbox"/> 大学推薦特別選考推薦書 ㊟
	社 特	<input type="checkbox"/> 5年以上の実務経験が、志願する教科・科目と関連することを示す書類(様式は任意)
	前 特	<input type="checkbox"/> 令和5年度採用山形県公立学校教員第二次選考試験の判定通知の写し (令和4年10月12日付教職第355号「令和5年度採用山形県公立学校教員選考試験の判定について」) ※ 「令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験において、『前年度第二次選考試験Bランク特別選考』に出願できます。」の記載があるもののみ有効。
	障 特	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し
ス ポ 特	<input type="checkbox"/> スポーツ特別選考調書 ㊟ <input type="checkbox"/> 競技実績を証明できる書類の写し	
加点申請希望者	<input type="checkbox"/> 加点申請書 ㊟ <input type="checkbox"/> 5(2)に示されている必要書類	

「㊟」で示した提出書類は、山形県ホームページの「令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験(令和5年度実施)」のページから様式をダウンロードして作成すること。(https://www.pref.yamagata.jp/700026/bunkyo/kyoiku/kyoin/r6saiyu.html)

(3) 受付

電子申請による出願は、令和5年5月15日(月)までに完了したものについて受け付ける。

インターネットによる電子申請が困難な場合は、教職員課まで電話(023-630-3406)にて事前連絡をすること。郵送により出願する場合は必ず簡易書留とし、令和5年5月15日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 選考試験の結果発表及び通知

(1) 結果発表の日時

選考試験の結果発表は、以下の日時を予定している。

- ・第一次選考試験 8月25日(金)午後3時頃
- ・第二次選考試験 10月11日(水)午後3時頃

合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示するとともに、山形県のホームページにも掲載する。

なお、合格者に欠員が生じた場合は、繰り上げ合格者を出す場合がある。

(2) 結果の通知

第一次選考試験の合否結果、筆記試験及び実技試験の得点、加点と総合ランク、第二次選考試験の合否結果、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、それぞれ受験者あて郵送にて通知する。

(3) その他

選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

5 加点制度

下記の(1)の①～⑫に該当する者で加点を希望する者は、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出することにより、第一次選考試験の得点への加点を申請することができる。加点される点数の上限は(3)に示す。ただし、第一次選考試験がすべて免除となる選考区分に出願する者は加点申請することができない。

なお、併願出願する者のうち、併願する第二志望の校種における加点要件を満たす場合は、併願する校種においても加点申請の対象となるので、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出すること。

(例) 小学校教諭普通免許状と特別支援学校教諭「知的」普通免許状を有する者が「第一志望：特別支援学校小学部教諭、第二志望：小学校教諭」を志願する場合、第一志望では(1)⑧に該当しないが、第二志望では(1)⑨に該当するので加点申請することができる。

(1) 加点要件、対象となる校種と加点される点数一覧

加点要件	対象となる校種等と加点される点数							
	小	中	特小	特中	特高	高	養教	栄教
① 中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」「理科」「音楽」「保健体育」又は「英語」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5							
② 受験する教科以外の教科における中学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者		5						
③ 受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「情報」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者			10	10	10	30		
④ 受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「福祉」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者				10	10	10		
⑤ 高等学校教諭の「公民」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者						5 *1		
⑥ 高等学校教諭の「地理歴史」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者						5 *2		
⑦ 受験する教科の普通免許状以外に、中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」又は「理科」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者			10	10	10			
⑧ 次のア又はイの複数の障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者 ア 「視覚」、「聴覚」、「知的」、「肢体」及び「病弱」の組合せ イ 「視覚」、「聴覚」の中から1領域以上及び「知的」、「肢体」、「病弱」の中から2領域以上の組合せ			10	10	10			
			5	5	5			
⑨ 特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10	10				10		
⑩ 実用英語技能検定2級以上、TOEFL iBT 65点以上、又はTOEIC 600点以上のいずれかを取得している者	10		10					
⑪ 実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT 80点以上、又はTOEIC 730点以上のいずれかを取得している者		10 *3		10 *3		10 *3		
⑫ 司書教諭の資格を有する者（取得する見込みは不可）	5	5	5	5	5	5	5	5

*1 高等学校教諭「地理」又は「世界史・日本史」を志願する者に限る。

*2 高等学校教諭「公民」を志願する者に限る。

*3 いずれの校種とも「英語」を志願する者に限る。

(2) 必要書類

加点要件	必要書類
①～⑨	有効な免許状の写し（平成21年4月以降に発行された新免許状のみ保有する場合は「更新講習修了確認証明書」又は「有効期間更新証明書」の写しも添付）又は「教員免許状取得見込証明書*」 * 大学等で発行できない場合は「教員免許状取得見込確認書 ㉔」
⑩・⑪	資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書）の写し（コピー） なお、TOEFL iBT及びTOEICは令和3年7月以降に受験したものに限る。
⑫	司書教諭講習修了証書の写し

各証明書の写しが改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し（戸籍抄本等のコピー）を添付すること。

(3) 加点される点数の上限

高等学校の教諭・助教諭及び特別支援高等部教諭・助教諭は40点、それ以外の職・校種等は25点を上限とする。

(4) その他

該当免許状が令和6年3月31日までに取得できない場合には、加点が無効となり、第二次選考試験合格者であっても採用が取り消される場合がある。

6 選考試験の期日、時程、試験会場及び試験項目

(1) 期日及び試験項目

試験	期日	試験項目
第一次選考試験	令和5年7月22日(土)	○筆記試験(教職教養・一般教養、教科・科目) ○小論文 ○実技試験 ○面接
第二次選考試験	令和5年9月12日(火)、9月13日(水)、9月14日(木)のうち指定された日 ※ 小学校及び特別支援学校小学部は二日、それ以外の校種等は一日で実施	○個人面接1、個人面接2 ○実技試験 ○適性検査 ○作文

(2) 試験会場

校種等及び教科・科目	試験会場*	
	第一次選考試験	第二次選考試験
○小学校 ○特別支援学校小学部 ○中学校の保健体育 ○特別支援学校中学部の保健体育 ○高等学校の保健体育(スポーツ特別選考を含む) ○栄養教諭	山形中央高等学校 山形市鉄砲町二丁目 10番73号 電話 023(641)7311	山形県教育センター 天童市大字山元 字犬倉津 2515 電話 023(654)2155
○中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭、英語 ○特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭、英語 ○特別支援学校高等部の理療 ○高等学校の国語、地理、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、化学、地学、英語、情報、農業、機械、電気、建築、土木、工業化学、商業、看護 ○養護教諭	上山明新館高等学校 上市市仙石 650 番地 電話 023(672)1701	
○中学校の音楽 ○特別支援学校中学部の音楽	山形北高等学校 山形市緑町二丁目 2番7号 電話 023(622)3505	
○中学校の技術 ○特別支援学校中学部の技術	山形県教育センター 天童市大字山元 字犬倉津 2515 電話 023(654)2155	

* 各選考試験会場の付近案内図を山形県ホームページに掲載しているので確認すること。

(3) 第一次選考試験の時程

【7月22日(土)】

選考区分	校種等及び教科・科目	試験項目及び時程			
一般 講特 社特 障特	実技試験がある教科・科目等	開場・入室 (8:30~9:00)	教職教養・一般教養 又は 小論文 (9:10~10:30)	教科・科目 (10:50~12:20)	実技試験 (13:50~17:00)
	実技試験がない教科・科目等			教科・科目 (10:50~12:40)	
元特Ⅱ 現特Ⅱ 大特	実技試験がある教科・科目等		開場・入室 (10:15~10:30)	教科・科目 (10:50~12:20)	実技試験 (13:50~17:00)
	実技試験がない教科・科目等			教科・科目 (10:50~12:40)	
スポ特	高等学校の保健体育	開場・入室 (8:30~9:00)	小論文 (9:10~10:30)	面接 (10:50~12:20)	

※ 第一次選考試験がすべて免除されている受験者(元特Ⅰ、現特Ⅰ、前特)は、第一次試験会場へ来る必要はないので注意すること。

(4) 第二次選考試験の時程

第二次選考試験の期日及び時程等は、第一次選考試験の判定通知により指定する。

7 選考方法と配点

(1) 第一次選考試験

① 選考方法

筆記試験（教職教養・一般教養、教科・科目）、小論文、実技試験の得点及び加点により選考する。ただし、スポーツ特別選考は小論文、面接の得点及び加点により選考する。

② 配点

校種等	教科・科目等	教職教養・一般教養*	教科・科目	実技試験
小学校教諭 特別支援学校小学部教諭		100点	150点	
中学校教諭 特別支援学校中学部教諭	実技試験がある教科	100点	100点	50点
	実技試験がない教科	100点	150点	
高等学校教諭・助教諭 特別支援学校高等部 教諭・助教諭	実技試験がある教科・科目	100点	200点	100点
	実技試験がない教科・科目	100点	300点	
	スポーツ特別選考	小論文 120点、面接 280点		
養護教諭		100点	100点	50点
栄養教諭		100点	150点	

* 講師等特別選考及び社会人特別選考においては、教職教養・一般教養を小論文に代える。

(2) 第二次選考試験

① 選考方法

第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点（個人面接1、個人面接2、作文及び実技試験の得点）を基準とし、適性検査結果及び資格・免許等を総合的に勘案し選考する。ただし、第一次選考試験がすべて免除となる選考区分については、第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果及び資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

② 配点

校種等	個人面接1	個人面接2	作文	実技試験
小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	210点	140点	50点	50点
中学校教諭 特別支援学校中学部教諭 高等学校教諭・助教諭 特別支援学校高等部教諭・助教諭 養護教諭 栄養教諭	210点	140点	50点	

8 試験項目

(1) 第一次選考試験

① 全校種等共通

		選考区分													
		一般	講特	元特Ⅰ	元特Ⅱ	現特Ⅰ	現特Ⅱ	大特	社特	前特	障特	スポ特			
試験項目	教職教養・一般教養	○		免除	免除	免除	免除	免除		免除	○	免除			
	教科・科目	○	○		○		○	○	○		○	○	○	免除	
	小論文		○									○			○
	実技試験*	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	免除
	面接														○

* 課される試験項目を「○」で示している。

* 実技試験のある校種等及び教科・科目は「9(2)」による。

(2) 第二次選考試験

① 小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭

		選考区分						
		一般	講特	元特 I	現特 I	大特	前特	障特
試験項目	個人面接 1	○	○	○	○	○	○	○
	個人面接 2	○	○	○	○	○	○	○
	実技試験	○	○	免除	免除	○	○	○
	適性検査	○	○	○	○	○	○	○
	作文	○	○	○	○	○	○	○

② 中学校教諭、特別支援学校中学部教諭、高等学校教諭・助教諭、特別支援学校高等部教諭・助教諭、養護教諭及び栄養教諭

すべての選考区分において、個人面接 1、個人面接 2、適性検査及び作文を課す。

9 試験項目の内容

(1) 筆記試験

試験項目	試験内容	
教職教養・一般教養	<ul style="list-style-type: none"> ・教職教養は教育原理等の教職科目全般及び国や山形県の教育施策に関する内容 ・一般教養は人文、社会、自然科学の基礎的内容及び時事問題 	
教科・科目	小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の全教科 ・小学校教諭と特別支援学校小学部教諭は同一の問題
	中学校教諭 特別支援学校中学部教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校教諭と特別支援学校中学部教諭は各教科において同一の問題 ・中学校教諭と高等学校教諭の国語、英語にあつては、それぞれ同一の問題
	高等学校教諭・助教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教諭と中学校教諭の国語、英語にあつては、それぞれ同一の問題 ・物理、化学、地学にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む ・機械、電気、建築、土木及び工業化学にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む
	特別支援学校高等部教諭・助教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する専門科目
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・養護に関する専門科目
	栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食育及び学校給食に関する専門科目

(2) 実技試験

実技試験では、「基本的な実技能力」及び「特技の程度」等について評価する。

① 第一次選考試験

校種等、教科・科目	試験内容	
中学校教諭 特別支援学校中学部教諭	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の 1 曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）。また、同様に任意の 1 曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲（歌曲又は器楽曲のうちの任意の 1 曲）を伴奏なしで演奏すること。ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可とする。 なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却する）。
	美術	<ul style="list-style-type: none"> ・当日指示するもの
	技術	<ul style="list-style-type: none"> ・当日指示するもの
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・当日指示するもの
中学校教諭 特別支援学校中学部教諭 高等学校教諭	保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・次の 5 領域から 2 領域を選択する。 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち 1 種目）、武道（柔道、剣道のうち 1 種目）、ダンス
	英語	<ul style="list-style-type: none"> ・英語による面接
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・当日指示するもの 	

② 第二次選考試験

校種等	試験内容	
小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	・音楽又は英語から一つを選択する。 (小学校英語志願者は必ず英語を選択すること)	
	音楽	・小学校学習指導要領(平成29年3月告示)[第5学年及び第6学年]による歌唱 共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜(指定なし)によるピアノ演奏を すること。
	英語	・英語による簡単な自己紹介と日常会話(問題例は3(2)に記載したWebページ内)

(3) その他の試験

試験	試験項目	試験内容	評価の観点
第一次 選考試験	小論文	当日指定されたテーマについて、1,000字以内で論述	「課題把握」、「文章構成・表現」等
	面接	—	「教師としての姿勢」、「広い教養と豊かな感性」、「高い倫理観」、「教育への理解」、「教師としての指導力」等
第二次 選考試験	個人面接1 個人面接2	「場面指導等*」を含む	「教師としての姿勢」、「広い教養と豊かな感性」、「高い倫理観」、「教育への理解」、「教師としての指導力」等
	作文	当日指定されたテーマについて、800字以内で論述	「課題把握」、「文章構成・表現」等

* 学校生活全般におけるさまざまな場面での児童生徒や保護者への対応の仕方等について問う。

(4) 配慮事項

① 障がい者特別選考は原則として一般選考と同一の実施とするが、申し出により、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。受験に際して特に配慮を必要とする者は、電子申請の「受験に際して配慮を希望すること」の欄に具体的に記入すること。

なお、障がい者特別選考の者は、受験に際して必要となる配慮の有無とその内容を必ず入力すること。

(例) 点字による案内・受験を希望する。車椅子の使用を希望する。

② 障がい者特別選考を除く選考区分において、医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、それを証明する診断書を当日持参すること。

10 試験時の携行品、提出物及び留意事項

(1) 第一次選考試験

携行品	全 員	<input type="checkbox"/> 受験票* <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 内履き <input type="checkbox"/> 下足袋 (注) 必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。
	教科・科目	<input type="checkbox"/> 高等学校商業：電卓(プログラム機能付電卓は不可) <input type="checkbox"/> 高等学校工業：定規、コンパス、関数電卓(プログラム機能付電卓は不可)
	実技教科	<input type="checkbox"/> 保健体育：運動着、運動靴、武道を選択する者はその用具 <input type="checkbox"/> 音楽：楽譜(随意曲の楽譜は提出)、楽器(ピアノ以外の楽器を使用する場合) <input type="checkbox"/> 美術：鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、実習衣、パレット、水彩絵の具(水彩色鉛筆・水溶性パステルなどの固形タイプ及びアクリル絵の具は不可)、画筆、筆洗、筆ふき用スポンジ(布も可) <input type="checkbox"/> 技術：作業衣 <input type="checkbox"/> 家庭：実習衣 <input type="checkbox"/> 養護教諭：運動着、運動靴(内履き)
提出物	<input type="checkbox"/> 返信用封筒1通(長形3号封筒 23.5cm×12cm) 返信用封筒は、のり付き(両面テープ貼付可)のものとする。また、郵便番号、あて先(あて名の下に「様」)を明記し、94円切手を貼ること。 <input type="checkbox"/> 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、それを証明する診断書	

* 受験票は「やまがたe申請」からダウンロードし、各自出力して持参すること。ダウンロード開始日時は6月1日(木)以降となる。
郵送による出願を行った受験者には、6月1日(木)以降郵送する。

(2) 第二次選考試験

携行品	<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 内履き <input type="checkbox"/> 下足袋 (注) 必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。
提出物	<input type="checkbox"/> 最終学歴に係る学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 志願する校種・職の免許状の写し又は免許状取得見込証明書 ※ 免許状が改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し（戸籍抄本等）も添付 <input type="checkbox"/> 更新講習修了確認証明書又は有効期間更新証明書の写し ※ 平成21年4月以降に発行された新免許状のみ保有する場合のみ <input type="checkbox"/> 司書教諭講習修了証書の写し ※ 該当者のみ <input type="checkbox"/> 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm） 返信用封筒は、 <u>のり付き（両面テープ貼付可）</u> のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、 <u>94円切手を貼る</u> こと。 <input type="checkbox"/> 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、それを証明する診断書

(3) 留意事項

<p>① 試験会場への自動車（タクシー等を含む）での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。</p> <p>② 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。</p> <p>③ 計時機能以外の機能を有する腕時計型端末等の使用は認めない。</p> <p>④ 試験会場は敷地内禁煙とする。</p>

11 令和7年度採用山形県公立学校教員選考試験における第一次選考試験の免除

本年度、第一次選考試験に合格し、第二次選考試験を受験して不合格となった者のうち、以下の要件をすべて満たす者は、令和7年度採用山形県公立学校教員選考試験（令和6年度実施）において募集のある校種等及び教科・科目で、本年度と同一の校種等及び教科・科目を志願する場合、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除される。ただし、この取扱いは、第一次選考試験に合格して第二次選考試験を受験し、不合格となった年度の翌年度実施の試験に限るものである。

【要件】

- ・ 本年度、一般選考、講師等特別選考、社会人特別選考及び障がい者特別選考の選考区分で受験した者
- ・ 本年度、併願出願した者のうち、第一次選考試験に第一志望で合格した者
- ・ 令和6年度採用山形県公立学校教員選考試験の第二次選考試験の判定通知において「令和7年度採用山形県公立学校教員選考試験において、『前年度第二次選考試験Bランク特別選考』に出願できます。」旨の記載がある者

12 大学院進学者及び大学院在学者の採用延期

第二次選考試験に合格した者のうち、下記(1)又は(2)に該当し、採用の延期を希望する者は、令和5年12月20日（水）までに、「大学院進学・修学継続による採用延期願」（「3(2)」に記載のWebページからダウンロードする。令和5年10月11日（水）に掲載予定。）に大学院の合格通知書又は在学証明書の写しを添付し、教員採用担当まで提出すること。郵送の場合は、令和5年12月20日（水）までの消印を有効とする。

なお、延長期間終了までに合格した校種等及び教科の専修免許状を取得できなかった場合は、採用を無効とする。

- (1) 教職大学院、専修免許状の取得可能な大学院又は修士号取得可能な海外の大学院（以下、「大学院修士課程」という。）に進学予定の合格者は、希望により令和8年4月1日*まで採用を延期する。
- (2) 大学院修士課程1年次に在学中の合格者は、希望により令和7年4月1日*まで採用を延期する。

* 標準修業年限が2年を超える大学院修士課程に進学する者又は在学中の者にあつては、下記問合せ先へ事前に相談すること。

【問い合わせ先】 山形県教育局教職員課 教員採用担当 電話：023-630-3406 ※平日8:30～17:15
(12:00～13:00を除く)

【書類提出先】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

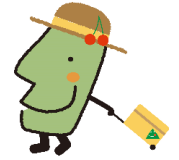
山形県教育局教職員課 教員採用担当 あて

豊かな「つながり」が山形の教育の自慢です

未来を担う子どもたちに夢と希望を!

山形県教育委員会

山形の子どもたちのために、一緒に働きませんか?



(承認番号 05003 号)

山形県の教育のテーマ、基本目標、目指す人間像

(第6次山形県教育振興計画(後期計画 R2~R6)の概要)

【テーマ】

山形県教育委員会は、「つなぐ ~いのち、学び、地域~」をテーマに掲げ、広い視野と高い志を持った人づくりを推進しています。

【基本目標】

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

【目指す人間像】

「いのち」をつなぐ人

学びを生かす人

地域をつくる人

関連 HP
(山形県)



山形県が採用時に求める教員の姿

(山形県教員「指標」より)

- 1 児童生徒への深い教育愛と教育に対する強い使命感、責任感のある方
- 2 明るく心身ともに健康で、高い倫理観と規範意識を備え、法令を遵守する方
- 3 豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢をもち続ける方
- 4 山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校を築こうとする方

関連 HP
(山形県)



出願から採用までのスケジュールと提出書類

年	月 日	内 容	提出書類（特別選考と加点制度を除く）
令和5年	4月24日（月） ↓ 5月15日（月）	出願受付期間	○「やまがたe申請」による電子申請とする。 ※ インターネットによる電子申請が困難な場合は、教職員課まで電話（023-630-3406）にて事前連絡をすること。
	6月 1日（木） 以降	志願者各自で受験票をダウンロード・出力	
	7月22日（土）	第一次選考試験	[試験当日に持参するもの] ○返信用封筒1通（長形3号 23.5cm×12cm）
	8月25日（金）	第一次選考試験結果発表	
	9月12日（火） ↓ 9月14日（木）	第二次選考試験	[試験当日に持参するもの] ○最終学歴に係る学校の成績証明書 ○保有するすべての免許状の写し 又は取得予定のすべての免許状取得見込証明書 ○更新講習修了確認証明書 又は有効期間更新証明書の写し ※ 新免許状のみ保有する場合のみ ○司書教諭講習修了証書の写し ※ 該当者のみ ○返信用封筒1通（長形3号 23.5cm×12cm）
	10月11日（水）	第二次選考試験結果発表	
	10月23日（月） ↓ 11月 7日（火）	第二次選考試験合格者の書類提出①	○履歴書2部 ○給与個票
令和6年	1月 9日（火） ↓ 1月29日（月）	第二次選考試験合格者の書類提出②	○健康診断票 （令和6年1月以降に医療機関で行った健康診断） ◎保有するすべての免許状授与証明書各1部 ○第二次選考試験の際に提出が漏れた書類 （該当する合格者のみ） ○返信用封筒1通（長形3号 23.5cm×12cm）
	3月下旬	勤務予定校から合格者へ連絡	
	4月 1日（月）	辞令交付式	[辞令交付式後、勤務先に提出するもの] ○保有するすべての免許状の写し各1部 ○教員免許状更新講習修了確認証明書の写し1部 （該当する合格者のみ） ◎保有するすべての免許状授与証明書各1部 ※ 教育委員会とは別に勤務先にも提出します。

提出書類の◎については、各証明書を発行する都道府県教育委員会や大学等に各志願者が書類発行申請の手続きを行い、取得する必要があります。申請から発行までは1月以上の期間を要する場合がありますので、余裕を持って準備を進めてください。

山形県ホームページでは試験等に関する情報を提供しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響等で、実施要項に記載した事項に変更が生じた場合には、同ホームページに掲載するので、随時確認してください。

また、山形県教員採用の Twitter も開設しています。ホームページの更新時には Twitter にも投稿しますので、フォローしておくと、見落としを防ぐことができます。

山形県ホームページ：

<https://www.pref.yamagata.jp/700026/bunkyo/kyoiku/kyoin/r6saiyo.html>



山形県教員採用 Twitter



山形県ホームページ